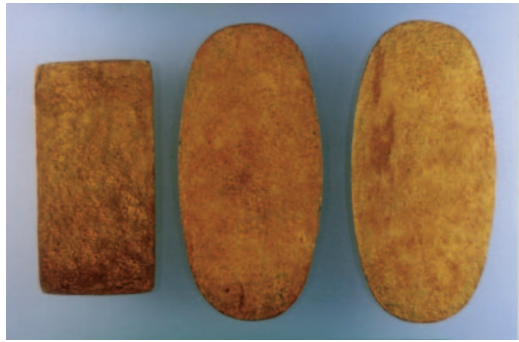


甲州金 ～甲州独自の幣制～



甲州金(東京国立博物館蔵 Image:TNM Image Archives)

前回取り上げた「甲州栴」とともに、江戸時代を通じて、都留郡を除く山梨・八代・巨摩の三郡で通用したのが「甲州金」(甲金)である。一両〓四分〓一六朱〓六四糸目(いとのめ)の幣制のもと、一分判・二朱判・一朱判・朱中判(二枚で一朱)の四種の貨幣が、金座(きんざ)の職人松木氏により鑄造された。その起源については、栴と同様、武田氏の時代に求める意見が一般的だ。

北杜市や笛吹市からは、武田時代のもものとみられる金貨が出土している。こうした金貨は「碁石金」「蛭藻金」と呼ばれ、社寺への奉納物、あるいは戦功のあった者への褒賞に充てられたと考えられている。黒川(甲州市)や中山(湯之奥金山の一つ、身延町)の両金山の名が知られるように(両金山の遺跡はともに国指定史跡)、信玄の時代、甲州は日本有数の産金国であった。甲州独自の幣制確立の背景に、豊富な金の産出があったことは確かだろう。



中山金山の遺物出土状況(甲斐黄金村湯之奥金山博物館提供)

信玄の裁判 ～鐘と鬮(くじ)～

甲府市御岳町の金桜神社。かつてその境内には鐘楼が立ち、梵鐘(ぼんしょう)が吊されていた。神仏分離以前の神社では、ごくごくあたりまえの光景だ。

「御岳の鐘」。実はこの鐘には「起請神文鐘」「秘訣鐘」「神慮鐘」の呼称があり、訴訟の際、自らの主張を述べるにあたり、そこに虚偽のないことを神に誓うために撞いた。偽りを申し立てると神罰が下ったという(「甲斐国志」六四)。こうした慣習は、十八世紀の初頭で途絶えたようだが、「甲陽軍鑑」にもこれにまつわる逸話が散見される。

このほか西花輪(中央市)の八幡宮の所領をめぐる争論では、信玄は神前で鬮を引いて是非を決するよう命じている。公平な裁判が求められた統治者信玄は、裁定を神慮神の意志に求めた。それは村々の慣習に根ざしたものであった。



現在の金桜神社

甲州文化再見

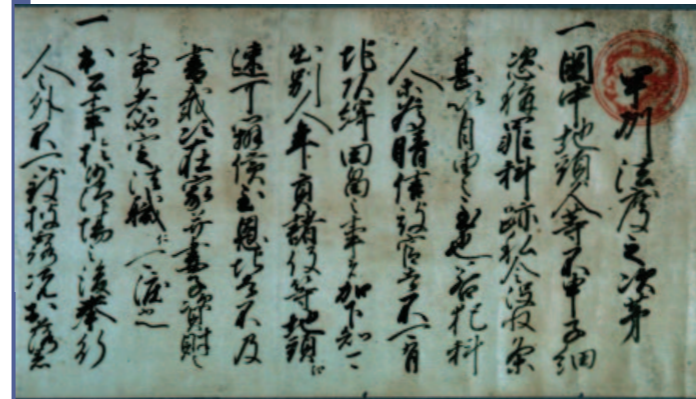
第三回 火 侵掠如火 独自施策の積極的展開

“FŪ” “RIN” “KA” “ZAN”

来年一月からのNHK大河ドラマ「風林火山」の放映は、山梨の魅力在全国に発信し、本県のイメージをさらに高める絶好の機会です。県では、大河ドラマの放映にあわせ、官民協働の集客イベント「甲斐の国 風林火山博」の開催などさまざまな取り組みを行っていきます。この機会に皆さんも郷土山梨をもう一度見つめ直してみませんか。英雄・武田信玄の時代の文化を「風」「林」「火」「山」の四回シリーズで紹介しています。

第三回目のテーマは「火」。武田騎馬隊の勇猛ぶりは諸国に知れ渡っていましたが、一方、内政でもさまざまな施策が積極果敢に展開されました。甲州で生まれた独自の施策を紹介します。

甲州法度 ～制定者信玄をも縛る～



「甲州法度之次第」の巻頭部分(東京大学法学部法制史資料室蔵)

戦国大名は、領国の支配にあたり、みずから制定した法の権威を利用した。武田信玄の「甲州法度之次第」は、最も著名なものの一つである。こうした法典は、家臣団を対象とする家臣統制法Ⅱ「家法」という側面と、領国民全体を対象とする「分国法」としての性格をあわせ持つ。

家臣相互の紛争は家臣団の分裂へと発展する危険性をはらんでいた。紛争の解決を私闘ではなく、大名の法廷に委ねることを意図したのが、いわゆる「喧嘩両成敗法」で、「甲州法度」にも取り入れられている。これは「法度」の家法としての一面を示す。一方、領国民に課せられた棟別銭(むねべつせん)の徴収にかかわる一連の条文は、分国法としての側面を強く物語る。

そうしたなかで、最後の条文が異彩を放つ。――信玄の振る舞いや定めた法に、筋が通らないと判断されるところがあったならば、身分の高下にとられず申し出よ。改める用意がある――。

信玄も武田領国の構成員の一員だった。領国民に認められることで、初めて大名

の条文が異彩を放つ。――信玄の振る舞いや定めた法に、筋が通らないと判断されるところがあったならば、身分の高下にとられず申し出よ。改める用意がある――。

信玄も武田領国の構成員の一員だった。領国民に認められることで、初めて大名